

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第25回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和2年6月11日（木曜日）13時00分～15時00分

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

山内委員長、秋元委員、大石委員、大橋委員、大山委員、柏木委員、松村委員、村上委員、村松委員、横山委員、四元委員、石井専門委員、海賓専門委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 川越代表取締役社長、電気事業連合会 清水副会長、個人情報保護委員会 三原参事官、電力広域的運営推進機関 都築理事・事務局長

<経済産業省>

資源エネルギー庁 村瀬電力・ガス事業部長、曳野電力基盤整備課長、下村電力産業・市場室長、森本電力供給室長、川越ガス市場整備室長補佐
電力・ガス取引監視等委員会 佐藤事務局長

議題

- (1) 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
- (2) 災害等緊急時における電力データの活用について
- (3) 電力分野におけるサイバーセキュリティについて
- (4) 今後の電力需給運用について
- (5) 電力需給に関連する事項について
- (6) 適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について

議事概要（自由討議含む）

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について（資料3）

事務局より、資料3について説明。

その後、議題1に関して自由討議。

●川越オブザーバー

・本日新聞で掲載されていた電話勧誘業務の委託先による、需要家との会話音声データを改ざん・ねつ造について、委託先が、スイッチング先の小売電気事業者の情報を知っていたうえで改ざん・ねつ造を行っていたのであれば、スイッチング情報の流出などの、競争を阻害する別の問題をはら

んでいる可能性があるので、事実であれば調査、改善等の指示などをお願いしたい。

●大石委員

・先ほどの川越氏と関連するが、被害者が高齢者であるという報道も聞いている。スイッチングが進むのはよいことだが、その裏側でこのような消費者問題が起きうるというのであれば、問題だと思う。

●山内委員長

・事務局と相談させていただく。

(→報道内容が事実であれば問題。電力・ガス取引監視等委員会とともに事実関係の確認を行う。)

2. 災害等緊急時における電力データの活用について(資料4-1、4-2)

事務局より、資料4-1、4-2について説明。

その後、議議題2に関して自由討議。

●都築オブザーバー

・災害発生時のデータ活用について、原則書面による要請とすることは制度の機動性に欠けるのではないか。

(→災害が起こっている時には、口頭でも要請できるよう考えている。表現ぶりは調整させていただく。)

●村松委員

・こうした制度ができることで、災害時とはいえ、個人情報活用される可能性があることは消費者に周知するべき。

●四元委員

・災害発生時のデータ活用に係る要請について、急を要する場合には書面によらないことも認められているが、その場合であっても誰が、いつ、どの情報を要請をしたかということを事後で良いので書面やメール等で残しておくことが重要。

3. 電力分野におけるサイバーセキュリティについて(資料5)

事務局より、資料5について説明。

その後、議題3に関して自由討議。

●横山委員

・小規模発電設備にサイバーセキュリティ対策を求めることは重要。

・小規模発電設備のセキュリティ対策をどう担保していくのか。

(→新たに系統に連系する際やリプレースの際に他の要件と同じく確認していく。)

・高圧以下についてはインターネット接続方式を適用する方針とあるが、将来のセキュリティ環境整備の観点からは専用線という方針もあり得るところ、インターネット接続方式が役所の方針なのか。

(→系統WGの資料を引用したもの。明確に切り分けられるものではないが、大きな方向性として、特別高圧は専用線、高圧はインターネットという整理がなされたと承知。)

・上位のガイドラインである電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインでの位置付けが必要ではないか。

(→電力制御システムセキュリティガイドラインと電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインのどちらに位置付けるかも含め、内部で検討していく。)

●柏木委員

・アグリゲーター等のように、小規模発電設備をまとめた上で対策を求めるのか、それとも、そうした小規模発電設備それぞれに対策を求めているのか。

(→系統に連系している発電設備それぞれについて対策を求めている。)

●村松委員

・要件を求めるに当たり、発電設備設置者側のセルフアセスメントだけだと心許ない。セルフアセスメントだとしても、チェックリストのようなものがあつた方がいい。金融部門でも外部の監査が入る等してセキュリティを担保している。対策を強化していくことも必要ではないか。

(→技術仕様としてこれらの対策は組み込まれている。系統連系技術要件に位置付けることで、調達を受ける側もきちんと対策状況を見て行くことになる。具体的にどう運用していくかは一般送配電事業者ともよく議論していきたい。)

・業界を通じてフィードバックしていくことは実効性を高める上で必要。電力ISACでも情報共有を行っていることと承知。サイバー攻撃は日々進化しており、最新のリスクを把握しておくことが必要。調査結果のフィードバックに加え、今後情報をアップデートしていく仕組みも必要ではないか。

(→電力ISACには約40社参加。系統に連系される者は今後増えていく。勉強会の実施に加え、情報共有も進めていく。)

●松村委員

・事務局提案に異議なし。

・一般論として、規模によって規制を分ける場合には注意が必要。規模別に規制を分けるのは合理的だが、規制を回避するために、本来合理的な規模を回避するような行動が生じる場合にはデメリットとなる。今回の話ではそういった歪みは起こらないと思うが、一応発言する。

・グリッドコードで対象を限定することはよく行われる。既に連系されているものに新たな規制を設けるのはコストがかかるという考え方は理解でき、今回の内容も合理的ではある。他方、一般論として、グリッドコードを議論する際には、既に連系されているものについても対策を求めるとい

うことはあり得るのではないか。

・1万kW以下で専用線を設けるか否かについて、分散型電源普及のためにあえて緩い規制として
いるという印象を受けるかもしれないが、小規模発電設備と大規模発電設備で社会的影響が異なる
のは当然のこと。対策の重要性和コストを考慮した上での案だと理解。

●石井委員

・事務局案に異議なし。
・サイバーセキュリティは安定した電力供給確保のために非常に重要。サイバー攻撃の内容は日々
進化。随時最新情報を収集し、事業者が実際に対策できるような分かりやすい情報共有を行ってほ
しい。

●川越オブザーバー

・大小様々な小売電気事業者がいる中で、今回の実態調査のフィードバックは重要。
・電力ISACに小売電気事業者が加盟できるようになったことは歓迎。他方、電力ISACに加盟し
ない小売電気事業者も多いと想定される。サイバー攻撃事例等の情報を積極的に発信していただき
たい。
・取引関係におけるサイバーセキュリティについてもガイドライン等を作成してほしい。

4. 今後の電力需給運用について（資料6）

5. 電力需給に関連する事項について（資料7）

事務局より、資料6、資料7について説明。

その後、議題4、議題5に関して自由討議。

●大山委員

・広域的な運用は、効率アップのために非常に有効なので是非進めて欲しい。ただし、難しさもあ
るので議論を進めていただきたい。
・沖縄エリアの基準について、事務局案に賛同。1点だけ、資料に「使用率」という単語が一部使
われている。それ以外は「予備率」という単語が使われており、資料に定義は書いておいて欲し
い。

●都築オブザーバー

・広域的な需給運用については、既に色々と舵を切って、広域機関でもこの議論に参画し、取り組
んでいる。一般送配電事業者の枠を超えて、一体的な運用へ移行するという大きな方向性は不可逆
的なものだと捉えており、平時・需給ひっ迫時いずれもこうした考え方と整合的になるように検討
を進めていくことが重要。
・今後取り組むべき内容のうち、「計画停電」については、実際に発動しなければならない事態に
備えて、各一般送配電事業者ごとに手順が設定されている。今後、広域予備率で管理することにな

った時に、単に広域的に実施すれば良いかは難しい論点。広域機関としても、大きな方向性や国の議論を踏まえて必要な詰めをしていきたい。

・資料に、本土における1%、3%に相当するものとして、5.7万kWと9万kWとあるが、今回の判断に異論を唱えるつもりはない。5.7万kWという数字が（本土における）1%とパラレルなものかということについては、委員の先生方もすぐにご理解いただけるのではないかと。需給管理を行っている広域機関として運用実態を見ても、沖縄の予備率の実績は高くなっている。小売供給用の電源と需給調整用の電源とを大小あわせて全電源運用している実情について、再評価することもあり得るか。沖縄については、本土と連系線で繋がっておらず、また、他の供給区域に比べて需要規模が小さいといった特殊性を勘案しても、予備力について問題意識をもって取り組むことが必要。

●佐藤オブザーバー

・多くの市民がここまで広域運用が進んでいることをほとんどご存じないのではないかと。今でもUFRの設定はかなり共通に変えているので、例えば、3年ほど前に中部電力管内で2回大きな事故がありUFRが作動したが、今の作動だと、西地域全体で対応することとなるため、中部で事故が起こった時に、九州地方のUFRが作動することもあり得る。当然、今より遙かに計画停電にはなりにくくなるが、（万が一）計画停電を実施する場合は（広域エリアで）一斉にならざるをえないので、ある程度時間をかけて上手く発信していく必要がある。

●山内委員長

事務局は今いただいた意見をご考慮いただければ。

6. 適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について（資料8-1、資料8-2、資料8-3）

事務局より資料7-2、事務局より資料7-1に沿って説明。

その後、議題5に関して自由討議。

●大石委員

- ・消団連で説明会を開催いただくことに感謝。
- ・周知用資料について、消費者が1枚の紙だけで理解するのは難しい。1回の説明会だけでは参加する消費者も限られることから複数回実施が必要。
- ・DR等を進めて行くためには、市場制度も含めて消費者に説明していくべき。7月運用開始というのは早かったのではないかとというのが個人的な感想。
- ・「料金メニューが変更される可能性」との記載について、電気料金が上がる可能性があるのであればそう書いた方が誤解がないのではないかと。（→小売事業者には説明義務があり、知らないうちに料金が変わるとことはないと御認識いただきたい。その上で、料金が上がるかどうかは分からない。事業者によっては市場を上手く活用することで料金が下がる場合もあり、事業者の判断。行政からの説明としてはこの書きぶりが適切と考えている。）

- ・値上げということは書けないということか。
(→然り。普段は低いが、緊急時に高い、といった料金も考えられる。)
- ・消費者はそれだけではなかなか分からない
(→事業者には説明義務があるのできちんと説明していく。)

●山内委員長

- ・周知用資料については、確かに私も分かりにくい部分があると思うので大石さんの意見も踏まえつつ修正してほしい。

●村松委員

- ・事業者の行動変容が大きな目的だと思料。
- ・検証は災害が起きてからだと思うが、行動変容がいかに進んでいるか、進んでいないなら原因が何かについて、検証して欲しい。

●松村委員

- ・料金変更は本制度に限ったことでなく、この制度の時にだけなぜこんなにこだわるのか理解できていない。
- ・消費者に大きな変更が出るほどの料金メニューがそもそも起こるのか。
- ・事業者を変更するという自由は当然あるという理解でいいか。
(→御認識のとおり。)
- ・長期契約で違約金が発生する場合であって、契約内容の変化を理由に解約しようとする場合、違約金は請求されないという理解でいいか。
(→御指摘のとおり、事業者側からの契約変更の場合、違約金は発生しないことが原則。小売 GL では明記されていないが、違約金を理由に契約変更を妨げられるような場合は、監視委がよく監視していくべき事案。)
- ・大石委員にお願いだが、インバランス料金の議論は今まで議論してきた。経済産業省が消費者について説明するのはもちろんだが、こういった制度の意義を消費者に対してむしろ大石委員からよく周知していくべき。
- ・値上げの可能性をパンフレットに書くかについて、他の制度設計に比べて余りにもバランスを欠いている。例えば FIT 制度で買取価格が上がったときに、確実に賦課金による消費者の負担が上がるが、このような場合に必ず周知しているのか。あらゆる制度変更により電気料金は変化するのであり、なぜこのインバランスに関する場合だけここまで書く必要があるのか理解できない。

●大石委員

- ・消費者が実際にどれだけ理解しているかは不明と感じている。

●川越オブザーバー

・BL 市場で売れ残りが発生した場合、先渡市場への拠出を義務付けるという考えもあるのでは
ないか。

(→御指摘を踏まえて検討してまいりたい。)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541